

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年2月3日

公益財団法人 鳥取県教育文化財団
県民ふれあい会館 館長 古田嘉博

1 調達印刷物

- (1) 調達印刷物の名称及び数量
令和7年度「生涯学習とっとり」 一式
- (2) 印刷物の仕様
別添令和7年度「生涯学習とっとり」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 入札方法
入札説明書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、物品の製造／印刷類／一般印刷に登録されているに登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に従業員が常駐していることが確認できる本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 本件公告に示した業務を業務期間内に確実に履行できる者であること。

- (7) 県民ふれあい会館との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館（担当） 総務係 福田
電話 0857-21-2266 メール info@fureaikaikan.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館（担当） 生涯学習係 檜垣
電話 0857-21-2331 メール info@fureaikaikan.jp

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年2月3日（月）から令和7年2月26日（水）午後5時までの間に県民ふれあい会館のホームページ（<http://fureaikaikan.jp>）から入手すること。

(4) 郵便等による入札

不可

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）午後1時30分

イ 場所

鳥取市扇町21番地

鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）2階小研修室（4）

4 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、3の(1)の場所に令和7年2月26日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札参加資格の確認をもって入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計

規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者(以下「最低価格者」という。)を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間できり引きを行い、その当選者を落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 公益財団法人鳥取県教育文化財団の3月理事会において本件調達に係る予算が成立しなかった場合、この入札は中止する場合がある。